

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第114号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表医療衛生推進室の項中「企画係長」を「企画係長 調査係長」に、「医務係長」を「医務第一係長 医務第二係長」に改め、「旅館業審査第四係長」及び「宿泊施設監視指導第三係長」を削り、同条第6項中「及び」の右に「医療衛生担当局長並びに」を加える。

第5条第1項子ども若者未来部の款子ども家庭支援課の項第1号中「事務」の右に「(保健センターの所管に属するものに限る。)」を加え、同項第2号から第9号までを削り、同条第2項子どもはぐくみ室の款中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号から第10号までを削り、同款第11号中「不妊治療等」を「特定不妊治療」に改め、同号を同款第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 身体障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)